⑵　本四会社における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「保全土木工事」の認定を受け、希望工事内容に「橋梁補修」がある者又はそれらの者により結成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。この場合において、共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がない。

⑶　本四会社における「保全土木工事」に係る平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,100点以上であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち代表者以外の客観点数は850点以上であること。

⑷　施工実績　平成16年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。

施工実績については、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

共同企業体にあっては、全ての構成員が、同種工事の実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

・橋梁下部工の新設又は橋梁の耐震補強

橋梁の耐震補強とは、コンクリート巻立て、連続繊維シート巻立て、支承補完（変位制限）構造、落橋防止（横変位拘束を含む。）構造又は段差防止構造のいずれかを施工した工事をいう。

⑸　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については、工事の請負金額が3,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれもが、次に掲げる基準を満たし、関係法令に基づき、主任（監理）技術者を配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④　現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成16年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。ただし、経験が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く（経験が、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

・橋梁下部工の新設又は橋梁の耐震補強

橋梁の耐震補強とは、コンクリート巻立て、連続繊維シート巻立て、支承補完（変位制限）構造、落橋防止（横変位拘束を含む。）構造又は段差防止構造のいずれかを施工した工事をいう。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域２（岡山県、香川県）のうち岡山県」において、指名停止を受けていないこと。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　共同企業体の結成は、次によること。

①　構成員の数は、２又は３社とする。

②　本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても、これを同等として取扱うことはある。

③　構成員の出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑤　構成方法は、甲型とする。

⑥　１の工事について、同一会社が２以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

⑦　特定建設工事共同企業体結成届（以下「結成届」という。）を、４⑶の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。なお、支店長等代理人の名義で提出する場合は、委任状を提出すること。

⑽　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（２の要件を満たし、入札参加できる場合に付与する点数）に最大20点の加算点（入札参加希望者が提出した技術提案書の評価結果に応じて付与する点数）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

⑵　評価項目及び評価指標

①　工事目的物の性能及び機能（品質の安定性）

・コンクリート工の施工における品質向上又はアンカー工の施工における既設構造物への影響を最小とする具体的対策

②　安全対策及び環境保全

・施工箇所周辺の安全対策又は環境保全に関する具体的対策